

施設使用料改定後

(令和2年1月1日から)

□中央公民館

使用区分		施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)	
本館	集会室102	190円	
	町民娯楽室103	580円	
	研修室201	390円	
	研修室202	390円	
	和室203	190円	
	調理実習室204	580円	
	視聴覚室205	390円	
	大会議室301東	390円	
	大会議室301西	390円	
	研修室303	190円	
	研修室304	390円	
	研修室305	390円	
	研修室307	190円	
	研修室308	390円	
多目的ホール	ホール	2,200円	
	設備	階段式座席 1使用につき	8,800円
		ピアノ 1使用につき	2,200円
	練習室1	580円	
	練習室2	580円	

□坂部公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	770円
第1会議室	390円
第2会議室	390円
調理実習室	390円

□中部公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	610円
第1会議室	390円
第2会議室	390円
調理実習室	550円

□板山公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	770円
第1集会室	390円
第1会議室	220円
第2会議室	220円
調理実習室	550円
小集会室	220円

□草木公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	1,160円
研修室	390円
第1会議室	390円
第2会議室	550円
第3会議室	220円
調理実習室	770円

□宮津公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	770円
研修室	390円
会議室	390円
第1集会室	390円
第2集会室	220円
第3集会室	390円
調理実習室	770円

暖房又は冷房設備を使用するときは、この表の金額の20%増しの金額とする(10円未満の端数は切り捨てた額)